



■ 特例措置の創設に係る提案について

提案中の案件

用地買収手続の簡素化

災害関連事業に係る用地取得の早期完了に向けて、権利者全員との売買契約が困難な場合、5分の4以上の用地取得を終えた段階で、残りの権利者は、法務局への供託により補償が行われたこととする。（民法第251条（共有物の変更）の緩和）

【現状】 災害→用地取得困難→収用手続→事業認定・裁決→工事・復旧完了 ～約3年

【提案】 災害→用地取得4/5以上→残りの権利者の補償金は供託→工事・復旧完了～3か月



H30.7豪雨災害 広島県熊野町

検討中の案件

大学等の単位互換制度の弾力化

- 必修・選択科目の単位互換の認定に係る規制を緩和することにより、単位互換制度のより一層の活用を促し、県内どこの大学においても、デジタルリテラシーなど、これからの社会で求められる普遍的で汎用性の高い知識・スキルを学び、身に付けることができる教育環境の構築を図る。

水道用水供給事業の給水先の規制緩和

- 水道法の規定により、水道用水供給事業者は、企業へ直接給水することができない。
- 他方で、立地上の問題から上水の給水を受けざるを得ない企業にとっては工業用水よりも割高なコスト負担が発生している。また、今後の水需要の減少により、余剰設備を抱える水道用水供給事業の経営悪化が見込まれる。
- 送水先の市町村の同意を得るなど、一定の要件下で、水道用水供給事業の給水先の規制を緩和することにより、企業のコスト負担軽減や水道用水供給事業者の経営改善を図る。